

令和2年度記入説明書(納付金・調整金)正誤表

令和2年度記入説明書に下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

No.	ページ	見出し等	正	誤	備考																																																																																																																
1	10	(iii)の注の下のまた書きの段落	算定基礎日を「 <b>月の初日以外の日</b> 」とする…把握を「前月の <b>算定基礎日</b> の…当月の <b>算定基礎日</b> 」…「前月の <b>算定基礎日</b> 」の翌日から…	算定基礎日を「 <b>賃金締切日</b> 」とする…把握を「前月の <b>賃金締切日</b> の…当月の <b>賃金締切日</b> 」…「前月の <b>賃金締切日</b> 」の翌日から…																																																																																																																	
2	29	例)10	<p>◆月の途中で雇入れ・離職したケース (算定基礎日を賃金締切日とし、前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日まで の間で月毎の労働時間数を把握している場合)</p> <p>前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日までの労働時間を記入する場合、6月は6/2~6/15、9月は2/16~3/15の労働時間を記入</p> <p>例)10) 社員K <b>短時間以外の常用雇用労働者</b> 就業規則 週所定労働時間30時間(6h×週5日) 休日:土日祝日、夏季休日8/13~8/16、年末年始12/29~1/3 ★R1年<b>6月3日</b>入社、R2年3月15日退職(算定基礎日=15日(賃金締切日))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>120</td> <td>102</td> <td>126</td> <td>114</td> <td>1,116</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>59</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>102</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>1,127</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>×雇用区分が異なる、○雇用区分が同じ → 6月については、P22の(3)のイの計算式より、A(120h/132h×60h)=55h、B=59hで、「A≤B」となるので、雇用区分が同じ○となる。 <b>短時間以外の常用雇用労働者</b></p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			60	120	114	120	114	126	120	102	126	114	1,116	月毎の実労働時間			59	120	114	114	102	132	120	114	132	120	1,127	乖離状況			○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		<p>◆月の途中で雇入れ・離職したケース (算定基礎日を賃金締切日とし、前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日まで の間で月毎の労働時間数を把握している場合)</p> <p>前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日までの労働時間を記入する場合、7月は7/2~7/15、9月は2/16~3/15の労働時間を記入</p> <p>例)10) 社員K <b>短時間以外の常用雇用労働者</b> 就業規則 週所定労働時間30時間(6h×週5日) 休日:土日祝日、夏季休日8/13~8/16、年末年始12/29~1/3 ★R1年<b>7月2日</b>入社、R2年3月15日退職(算定基礎日=15日(賃金締切日))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>114</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>120</td> <td>102</td> <td>126</td> <td>114</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>53</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>102</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>×雇用区分が異なる、○雇用区分が同じ → 7月については、P22の(3)のイの計算式より、A(120h/126h×54h)=52h、B=53hで、「A≤B」となるので、雇用区分が同じ○となる。 <b>短時間以外の常用雇用労働者</b></p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間				54	114	120	114	126	120	102	126	114	990	月毎の実労働時間				53	114	114	102	132	120	114	132	120	1,001	乖離状況				○	○	×	×	○	○	○	○	○		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																								
月毎の所定労働時間			60	120	114	120	114	126	120	102	126	114	1,116																																																																																																								
月毎の実労働時間			59	120	114	114	102	132	120	114	132	120	1,127																																																																																																								
乖離状況			○	○	○	×	×	○	○	○	○	○																																																																																																									
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																								
月毎の所定労働時間				54	114	120	114	126	120	102	126	114	990																																																																																																								
月毎の実労働時間				53	114	114	102	132	120	114	132	120	1,001																																																																																																								
乖離状況				○	○	×	×	○	○	○	○	○																																																																																																									
3	30	例)11の表部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>176</td> <td>136</td> <td>152</td> <td>168</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>1,152</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>176</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>160</td> <td>168</td> <td>112</td> <td>120</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	40			1,152	月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	40			1,000	乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○				<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>176</td> <td>136</td> <td>152</td> <td>168</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>176</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>160</td> <td>168</td> <td>112</td> <td>120</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>1,008</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	48			1,160	月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	48			1,008	乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○				
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																								
月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	40			1,152																																																																																																								
月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	40			1,000																																																																																																								
乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○																																																																																																											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																								
月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	48			1,160																																																																																																								
月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	48			1,008																																																																																																								
乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○																																																																																																											
4	31	◆月毎の所定労働時間と月毎の実労働時間の記載に関する留意事項 ◆の4つ目の○、3行目及び4行目	ただし、算定基礎日を <b>月の初日以外の日</b> としている場合は、前月の <b>算定基礎日</b> の翌日から当月の <b>算定基礎日</b> まで…	ただし、算定基礎日を <b>賃金締切日</b> としている場合に限り、前月の <b>賃金締切日</b> の翌日から当月の <b>賃金締切日</b> まで…																																																																																																																	
5	54	(5)都道府県コード・職安コード 福島県 07	いわき 02	亶 02																																																																																																																	
6	61	信用金庫 <沖繩>	○ <b>コザ信用金庫</b>	○ <b>奄美大島信用金庫</b>																																																																																																																	
7	81-1	(4)調整金を申請しない(辞退する)場合(=納付金「0円」申告)の下の吹き出し部分	調整金を申請しない場合は「障害者雇用 <b>調整金</b> 等を申請しない」の欄にチェックを入れます。	調整金を申請しない場合は「障害者雇用 <b>納付金</b> 等を申請しない」の欄にチェックを入れます。																																																																																																																	
8	85-1	雲状の吹き出し「推奨環境以外の…」	<b>表紙「電子申告申請をご活用ください。」</b> をご参照ください。	<b>P8</b> をご参照ください。																																																																																																																	

備考  
1 赤字・下線部分は修正箇所  
2 赤字・下線No.は今回追加した項目

令和2年度記入説明書(報奨金)正誤表

令和2年度記入説明書に下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

No.	ページ	見出し等	正	誤	備考																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	10	(iii)の注の下のまた書きの段落	算定基礎日を「 <b>月の初日以外の日</b> 」とする…把握を「前月の <b>算定基礎日</b> の…当月の <b>算定基礎日</b> 」…「前月の <b>算定基礎日</b> の翌日から…」	算定基礎日を「 <b>賃金締切日</b> 」とする…把握を「前月の <b>賃金締切日</b> の…当月の <b>賃金締切日</b> 」…「前月の <b>賃金締切日</b> の翌日から…」																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	29	例)10	<p>◆月の途中で雇入れ・離職したケース (算定基礎日を賃金締切日とし、前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日まで の間で月毎の労働時間数を把握している場合)</p> <p>前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日までの労働時間を記入する場合、6月は 6/3~6/15、8月は 2/16~3/15の労働時間を記入</p> <p>例10) 社員K 短時間以外の常用雇用労働者 就業規則 週所定労働時間30時間(6h×週5日) 休日:土日祝日、夏季休日8/13~8/16、年末年始12/29~1/3 ★R1年6月3日入社、R2年3月15日退職(算定基礎日=15日(賃金締切日))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>120</td> <td>102</td> <td>126</td> <td>114</td> <td>1,116</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>59</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>102</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>1,127</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>×雇用区分が異なる、○雇用区分が同じ → 6月については、P22の(3)のイの計算式より、A(120h/132h×60h)=55h、B=59hで、「A≦B」となるので、雇用区分が同じ○となる。短時間以外の常用雇用労働者</p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			60	120	114	120	114	126	120	102	126	114	1,116	月毎の実労働時間			59	120	114	102	132	120	114	132	120	120	1,127	乖離状況			○	○	○	×	×	○	○	○	○	○		<p>◆月の途中で雇入れ・離職したケース (算定基礎日を賃金締切日とし、前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日まで の間で月毎の労働時間数を把握している場合)</p> <p>前月の賃金締切日の翌日から当月の賃金締切日までの労働時間を記入する場合、7月は 7/2~7/15、8月は 2/16~3/15の労働時間を記入</p> <p>例10) 社員K 短時間以外の常用雇用労働者 就業規則 週所定労働時間30時間(6h×週5日) 休日:土日祝日、夏季休日8/13~8/16、年末年始12/29~1/3 ★R1年7月2日入社、R2年3月15日退職(算定基礎日=15日(賃金締切日))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>54</td> <td>114</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>120</td> <td>102</td> <td>126</td> <td>114</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>53</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>102</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>114</td> <td>132</td> <td>120</td> <td>1,001</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>×雇用区分が異なる、○雇用区分が同じ → 7月については、P22の(3)のイの計算式より、A(120h/126h×54h)=52h、B=53hで、「A≦B」となるので、雇用区分が同じ○となる。短時間以外の常用雇用労働者</p>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間				54	114	120	114	126	120	102	126	114	990	月毎の実労働時間				53	114	114	102	132	120	114	132	120	1,001	乖離状況				○	○	×	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																										
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の所定労働時間			60	120	114	120	114	126	120	102	126	114	1,116																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の実労働時間			59	120	114	102	132	120	114	132	120	120	1,127																																																																																																																																																																																																																																																																
乖離状況			○	○	○	×	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の所定労働時間				54	114	120	114	126	120	102	126	114	990																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の実労働時間				53	114	114	102	132	120	114	132	120	1,001																																																																																																																																																																																																																																																																
乖離状況				○	○	×	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																	
3	30	例)11の表部分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>176</td> <td>136</td> <td>152</td> <td>168</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>1,152</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>176</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>160</td> <td>168</td> <td>112</td> <td>120</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	40			1,152	月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	40			1,000	乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○				<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月毎の所定労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>176</td> <td>136</td> <td>152</td> <td>168</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>月毎の実労働時間</td> <td></td> <td></td> <td>176</td> <td>112</td> <td>112</td> <td>160</td> <td>168</td> <td>112</td> <td>120</td> <td>48</td> <td></td> <td></td> <td>1,008</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	48			1,160	月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	48			1,008	乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○																																																																																																																																																												
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	40			1,152																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	40			1,000																																																																																																																																																																																																																																																																
乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の所定労働時間			160	176	136	152	168	160	160	48			1,160																																																																																																																																																																																																																																																																
月毎の実労働時間			176	112	112	160	168	112	120	48			1,008																																																																																																																																																																																																																																																																
乖離状況			○	×	×	○	○	×	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																			
4	31	◆月毎の所定労働時間と月毎の実労働時間の記載に関する留意事項 ◆の4つ目の○、3行目及び4行目	ただし、算定基礎日を <b>月の初日以外の日</b> としている場合は、前月の <b>算定基礎日</b> の翌日から当月の <b>算定基礎日</b> まで…	ただし、算定基礎日を <b>賃金締切日</b> としている場合に限り、前月の <b>賃金締切日</b> の翌日から当月の <b>賃金締切日</b> まで…																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	51	(6)都道府県コード・職安コード 福島県 07	いわき 02	平 02																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	69-1	(注意)主な法人略称	<p>(注意)主な法人略称 [1事業主情報入力]の「名称(フリガナ)」及び[6申告・申請情報入力]の「支給先」の「口座名義(フリガナ)」は以下の法人略称を用いて入力します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類名</th> <th>略語</th> <th>略称</th> <th>最初の場</th> <th>中間の場合</th> <th>最後の場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株式会社</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td></tr> <tr><td>有限会社</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td></tr> <tr><td>合名会社</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td></tr> <tr><td>合資会社</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td></tr> <tr><td>合同会社</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td></tr> <tr><td>相対会社</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td></tr> <tr><td>一般社団法人</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td></tr> <tr><td>一般財団法人</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td></tr> <tr><td>公益財団法人</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td></tr> <tr><td>医療法人社団</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>医療法人財団</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>社会医療法人</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>特定医療法人社団</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td></tr> <tr><td>社会福祉法人</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td></tr> <tr><td>特定非営利活動法人</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td></tr> <tr><td>生活協同組合</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td></tr> <tr><td>農業協同組合</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td></tr> <tr><td>農業協同組合連合会</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td></tr> <tr><td>共済農業協同組合連合会</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td></tr> <tr><td>漁業協同組合</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td></tr> <tr><td>漁業協同組合連合会</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td></tr> </tbody> </table>	種類名	略語	略称	最初の場	中間の場合	最後の場	株式会社	カ	カ	カ	カ	カ	有限会社	コ	コ	コ	コ	コ	合名会社	メ	メ	メ	メ	メ	合資会社	シ	シ	シ	シ	シ	合同会社	ト	ト	ト	ト	ト	相対会社	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	一般社団法人	シエ	シエ	シエ	シエ	シエ	一般財団法人	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	公益財団法人	ガク	ガク	ガク	ガク	ガク	医療法人社団	イ	イ	イ	イ	イ	医療法人財団	イ	イ	イ	イ	イ	社会医療法人	イ	イ	イ	イ	イ	特定医療法人社団	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	社会福祉法人	フク	フク	フク	フク	フク	特定非営利活動法人	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	生活協同組合	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	農業協同組合	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	農業協同組合連合会	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	共済農業協同組合連合会	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	漁業協同組合	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	漁業協同組合連合会	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	<p>(注意)主な法人略称 [1事業主情報入力]の「名称(フリガナ)」及び[6申告・申請情報入力]の「支給先」の「口座名義(フリガナ)」は以下の法人略称を用いて入力します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類名</th> <th>略語</th> <th>略称</th> <th>最初の場</th> <th>中間の場合</th> <th>最後の場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株式会社</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td><td>カ</td></tr> <tr><td>有限会社</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td><td>コ</td></tr> <tr><td>合名会社</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td><td>メ</td></tr> <tr><td>合資会社</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td><td>シ</td></tr> <tr><td>合同会社</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td><td>ト</td></tr> <tr><td>相対会社</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td><td>ソ</td></tr> <tr><td>一般社団法人</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td><td>シエ</td></tr> <tr><td>一般財団法人</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td><td>ザイ</td></tr> <tr><td>公益財団法人</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td><td>ガク</td></tr> <tr><td>医療法人社団</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>医療法人財団</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>社会医療法人</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td><td>イ</td></tr> <tr><td>特定医療法人社団</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td><td>シユウ</td></tr> <tr><td>社会福祉法人</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td><td>フク</td></tr> <tr><td>特定非営利活動法人</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td><td>トクホ</td></tr> <tr><td>生活協同組合</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td><td>セイキョウ</td></tr> <tr><td>農業協同組合</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td><td>ノウキョウ</td></tr> <tr><td>農業協同組合連合会</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td><td>ノウキョウレン</td></tr> <tr><td>共済農業協同組合連合会</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td><td>キョウサイレン</td></tr> <tr><td>漁業協同組合</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td><td>イサキョウ</td></tr> <tr><td>漁業協同組合連合会</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td><td>イサキョウレン</td></tr> </tbody> </table>	種類名	略語	略称	最初の場	中間の場合	最後の場	株式会社	カ	カ	カ	カ	カ	有限会社	コ	コ	コ	コ	コ	合名会社	メ	メ	メ	メ	メ	合資会社	シ	シ	シ	シ	シ	合同会社	ト	ト	ト	ト	ト	相対会社	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	一般社団法人	シエ	シエ	シエ	シエ	シエ	一般財団法人	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	公益財団法人	ガク	ガク	ガク	ガク	ガク	医療法人社団	イ	イ	イ	イ	イ	医療法人財団	イ	イ	イ	イ	イ	社会医療法人	イ	イ	イ	イ	イ	特定医療法人社団	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	社会福祉法人	フク	フク	フク	フク	フク	特定非営利活動法人	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	生活協同組合	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	農業協同組合	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	農業協同組合連合会	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	共済農業協同組合連合会	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	漁業協同組合	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	漁業協同組合連合会	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	
種類名	略語	略称	最初の場	中間の場合	最後の場																																																																																																																																																																																																																																																																								
株式会社	カ	カ	カ	カ	カ																																																																																																																																																																																																																																																																								
有限会社	コ	コ	コ	コ	コ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合名会社	メ	メ	メ	メ	メ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合資会社	シ	シ	シ	シ	シ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合同会社	ト	ト	ト	ト	ト																																																																																																																																																																																																																																																																								
相対会社	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ																																																																																																																																																																																																																																																																								
一般社団法人	シエ	シエ	シエ	シエ	シエ																																																																																																																																																																																																																																																																								
一般財団法人	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ																																																																																																																																																																																																																																																																								
公益財団法人	ガク	ガク	ガク	ガク	ガク																																																																																																																																																																																																																																																																								
医療法人社団	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
医療法人財団	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会医療法人	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
特定医療法人社団	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会福祉法人	フク	フク	フク	フク	フク																																																																																																																																																																																																																																																																								
特定非営利活動法人	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ																																																																																																																																																																																																																																																																								
生活協同組合	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
農業協同組合	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
農業協同組合連合会	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン																																																																																																																																																																																																																																																																								
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン																																																																																																																																																																																																																																																																								
漁業協同組合	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
漁業協同組合連合会	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン																																																																																																																																																																																																																																																																								
種類名	略語	略称	最初の場	中間の場合	最後の場																																																																																																																																																																																																																																																																								
株式会社	カ	カ	カ	カ	カ																																																																																																																																																																																																																																																																								
有限会社	コ	コ	コ	コ	コ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合名会社	メ	メ	メ	メ	メ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合資会社	シ	シ	シ	シ	シ																																																																																																																																																																																																																																																																								
合同会社	ト	ト	ト	ト	ト																																																																																																																																																																																																																																																																								
相対会社	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ																																																																																																																																																																																																																																																																								
一般社団法人	シエ	シエ	シエ	シエ	シエ																																																																																																																																																																																																																																																																								
一般財団法人	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ	ザイ																																																																																																																																																																																																																																																																								
公益財団法人	ガク	ガク	ガク	ガク	ガク																																																																																																																																																																																																																																																																								
医療法人社団	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
医療法人財団	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会医療法人	イ	イ	イ	イ	イ																																																																																																																																																																																																																																																																								
特定医療法人社団	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ	シユウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
社会福祉法人	フク	フク	フク	フク	フク																																																																																																																																																																																																																																																																								
特定非営利活動法人	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ	トクホ																																																																																																																																																																																																																																																																								
生活協同組合	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ	セイキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
農業協同組合	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ	ノウキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
農業協同組合連合会	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン	ノウキョウレン																																																																																																																																																																																																																																																																								
共済農業協同組合連合会	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン	キョウサイレン																																																																																																																																																																																																																																																																								
漁業協同組合	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ	イサキョウ																																																																																																																																																																																																																																																																								
漁業協同組合連合会	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン	イサキョウレン																																																																																																																																																																																																																																																																								

備考  
1 赤字・下線部分は修正箇所  
2 赤字・下線No.は今回追加した項目